

新型インフルエンザ ワクチン接種のお知らせ

ワクチン接種は必ずしも感染を防止するものではありませんが、重症化を防ぐことについては一定の効果が期待されています。

しかし、当面確保できるワクチンの総量が限られているため、優先接種対象者を定め、重症化しやすい人などから優先的に接種することとしています（希望者）。県内におけるワクチンの接種開始時期は次のとおりです（下表）。

優先接種対象者以外の人への接種は、優先順位の高い人への接種状況により、対応していきます。

接種開始時期は、ワクチンの供給状況などにより、変更される可能性があります。

極めてまれに、副反応が出る場合があります。

接種費用について

接種回数は1回または1～4週間の間隔において2回接種します。

費用は1回3,600円、2回で6,150円（同一病院の場合）です。

優先接種対象者のうち、接種を希望する市民税非課税・生活保護世帯の人については、接種費用はかかりません。

該当の方は市民健康課にお電話ください。

基礎疾患のある人は

基礎疾患のある人は、かかりつけ医療機関での接種をお勧めします。他の医療機関で接種する場合は、かかりつけ医療機関で「優先接種対象者証明書」の交付を受け、ワクチン接種ができる医療機関を紹介してもらってください。

* * * * *

この夏から現在までにインフルエンザ（A型）にかかった人は、ほとんどが新型インフルエンザなので、ワクチンを接種する必要がないと言われています。

【問い合わせ】

市民健康課... 61-3941

優先接種対象者	接種開始時期	医療機関に持参するもの
医療従事者	実施中～	
基礎疾患を有する人 ¹	11月中旬～	かかりつけ医以外で接種の場合 「優先接種対象者証明書」
妊婦	11月中旬～	母子健康手帳
小児（1歳～小学3年生）	12月後半～	母子健康手帳
1歳未満の小児の保護者等 ^{2 3}	1月前半～	同一世帯を証明する住民票 または保険証
小学校4年生～高校生に相当する年齢の人	1月後半～	母子健康手帳・学生証・保険証
高齢者（65歳以上）	1月後半～	保険証

対象年齢は平成22年3月31日を基準としています

- 1 基礎疾患を有する人は、優先接種の対象となるかをかかりつけ医療機関へご確認ください。
- 2 1歳未満の小児は、ワクチン接種によって免疫をつけることが難しいので、その保護者に接種します。
- 3 1歳未満の小児の保護者以外に、優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない人の保護者を含みます。
- 4 接種開始時期の最新情報は、県のホームページ
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenkou/kansensyou/shingata-wakutin.html>
をご覧ください。